

徳島県告示第四百五十四号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定にしたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定により、次のように告示する。

令和七年九月二日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

勝浦郡上勝町大字福原字杉地一二四の一から一二四の三まで、一二五の一から一二五の三まで、一二九の一、一二九の三から一二九の七まで、一三〇の一から一三〇の六まで、一三一の一から一三一の六まで、一三二の一から一三二の五まで、一三三の一七から一三三の二〇まで、一三三の三九から一三三の四八まで、一三四の一から一三四の四まで、一三五の一から一三五の三まで、一三六の一から一三六の五まで、一三七の一から一三七の五まで、一三八の一から一三八の三まで、一三八の五から一三八の一二まで、一三九の二、一三九の三、一三九の七、一三九の八、一四一の一、一四一の三、一四二の一、一四二の二、一四五の一、一四五の三、一四五の六、一四六の一、一四六の二、一四六の八、一四六の二三から一四六の一八まで、一四六の二二、一四六の二三、一四七の一、一四七の二、一四八の一、一四八の二、一四九の一から一四九の四まで、字月ヶ谷三九の二、五二・五六（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、五八、五九の一、六〇の一・六一・六二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、六三、六七の一から六七の四まで、六八、六九の一、六九の二、七〇の一、七一、字中山一三〇の一から一三〇の三まで、一三〇の七、一三六、字吉ヶ平三二の一、三二の二、三二の四、三二の五、三四の一、三四の二、三四の五、三四の六、三五の一、三五の三、三六の四、四三の一から四三の四まで、四四、四五の一から四五の六まで、四六の一、四六の二、四七の一から四七の六まで、四七の一〇、四八の一から四八の五まで、四九の一、四九の二、大字旭字木屋谷四三、四五、四八の一、四八の四から四八の八まで、四八の一〇、四八の二〇、四八の二一、字龍谷三八の三八から三八の四一まで

二 保安林として指定された目的

水源の涵養^{かん}

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県農林水産部森林土木・保全課及び上勝町役場に備え置いて縦覧に供する。）